

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

本市のハザードマップによると、塩見川流域においては最大5m、耳川流域では最大20m以上、小丸川流域では最大20mの洪水浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

本市のハザードマップによると、傾斜地部分や山際など、急傾斜地の崩壊や土石流、地すべり等、土砂災害が生じるおそれがあるエリアとなっている。

(地震津波：ハザードマップ)

県や、本市の地域防災計画、ハザードマップによると、南海トラフ地震は100年～150年間隔で発生しており、今後30年以内に70%～80%の確率で発生するとされている。

地震規模	マグニチュード9.1
最大震度	震度7
最大津波高	15m
津波到達時間	17分

(高潮：宮崎県高潮浸水想定)

県が公表した高潮浸水想定によると、市の沿岸地域を中心に最大8.4mの高潮浸水が予想される。

(その他)

市内を流れる塩見川・耳川・小丸川によりこれまで水害に見舞われてきた。

特に平成28年の台風第16号において24h雨量578mm（観測史上最高）、1h雨量87mmの大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市は21カ所避難所を開設。人的被害はなかったものの、建物被害241件（半壊2棟、一部損壊9棟、床上浸水81棟、床下浸水149棟）の被害があった。

また、令和2年の台風第10号は特別警報級と予想された。22カ所避難所を開設し、避難者数は、平成28年台風第16号の約2.5倍となる1,168人となった。結果的に台風の勢力は弱まり、過去最大の避難者数となった一方で、被害は数件にとどまった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（令和3年3月31日現在当所（会）調査）

※ () 内は東郷町商工会地区の事業所数（内数）

- ・商工業者等数 3, 035人（108人）
- ・小規模事業者数 2, 641人（96人）

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	製造業	265（22）	212（20） 沿岸部に多い
	建設業	563（18）	538（16） 市内に広く分布している
	卸売業 小売業	1, 130（26）	997（23） 市内に広く分布している
	サービス業	853（30）	713（26） 市内に広く分布している (宿泊、飲食業については市街地に多く分布している)
	その他	224（12）	181（11） 市内に広く分布している
	計	3, 035（108）	2, 641（96）

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・日向市地域防災計画の策定、地区防災計画策定支援、防災訓練の実施
- ・災害時支援協定の締結
- ・海拔表示、津波避難場所案内標識の設置
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- ・津波避難タワー及び津波避難山の整備
- ・避難路の整備
- ・災害時の物資の備蓄
- ・防災行政無線の整備
- ・登録型防災情報配信サービスの整備
- ・紙版ハザードマップの配布、ウェブ版ハザードマップの公開

2) 当所及び当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損保会社及び共済組合と連携した損害保険（共済）への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯等）を備蓄

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所及び当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険（共済）の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所及び当会と当市との間ににおける被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

日向商工会議所及び東郷町商工会（以下、当所及び当会）は当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用 等）について説明する。
- 会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型ウイルス感染症に関しては 業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- 令和4年度中に作成

3) 関係団体等との連携

- 他の支援機関等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー や損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- (仮称) 日向市事業継続力強化支援連絡会（構成員：当所及び当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（マグニチュード9.1の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
- (SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所及び当会と当市で共有する。)
- ・市内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、日向市における新型インフルエンザ等対策本部の決定内容に基づき当所及び当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所及び当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1~2日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

本計画により、当所及び当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回程度共有する
1ヶ月以降	2日に1回程度共有する
3ヶ月以降	10日に1回程度共有する

当市で取りまとめた「日向市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
 - ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
 - ・当所及び当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
 - ・当所及び当会と当市が共有した情報を、宮崎県の指定する様式3「被害状況内訳書」に記載し、当所及び当会より（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）宮崎県へ報告する。
 - ・「被害状況内訳書」による報告ができない場合は、電話又はFAX等により報告又は情報共有を行う。
 - ・感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当所及び当会と当市が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当所及び当会又は当市より宮崎県へ報告する。

【様式3】

被 害 状 況 内 訃 書

【令和 年 月 台風 号】

令和 年 月 日現在

団体名	
担当課・担当者名	
電話番号	
FAX番号	

企業等の名称	業種別	被害状況	被害額(千円)	備考

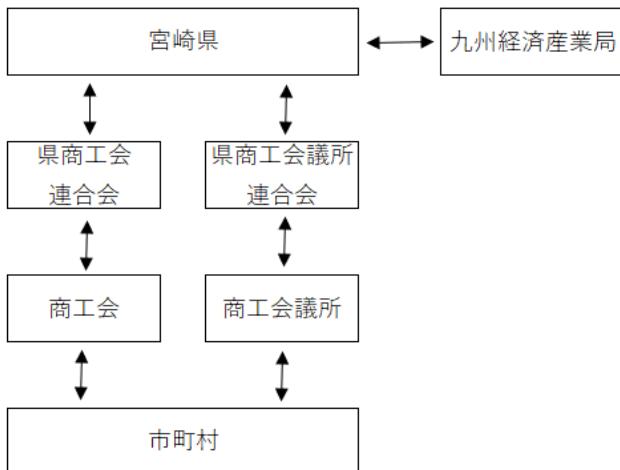
1 ページ

※ 業種別の欄については、次の区分を参考にして当てはまるものをリストから選択してください。

商業	卸売業、小売業、飲食業
工業	製造業
その他	① 建設業、運輸・通信業、サービス業、上記の商業・工業に該当しないもの ② 鋼光施設等の被害報告があった場合は、その他に含めてください。

※ 被害状況については、全壊・半壊・床下浸水・床上浸水・商品流出・機械設備被害など、被害状況を記載してください。

※ 被害額については、分かる範囲で記載してください。不明の場合は記載不要です。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、日向市と相談する（当所及び当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

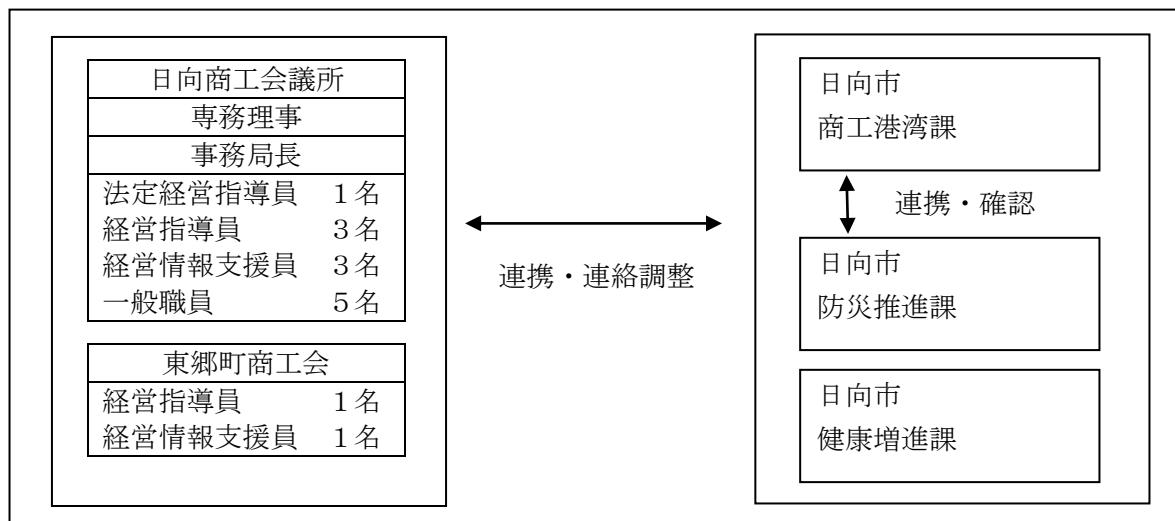
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年10月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 増元 大輔 (連絡先は後述(3)①-1 参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等 フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

①-1 日向商工会議所

〒883-0044 宮崎県日向市上町3-15

TEL 0982-52-5131 FAX 0982-52-1133

E-mail : hgcci@miyazaki-cci.or.jp

①-2 東郷町商工会

〒883-0102 宮崎県日向市東郷町山陰丙1265-2

TEL 0982-69-2075 FAX 0982-69-2732

E-mail : togo@miya-shoko.or.jp

②関係市町村

・日向市役所 商工港湾課

〒883-8555 宮崎県日向市本町10-5

TEL 0982-66-1025 FAX 0982-54-2639

E-mail : syoukou@hygacity.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作製費	80	80	80	80	80
・防災、感染症対策 費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。